

令 和 6 年 度 予 算 に 関 す る 説 明 資 料

各種会計予算総括表	1
一般会計歳入予算前年度比較表	2
一般会計歳出予算前年度比較表	3
一般会計性質別歳出予算前年度比較表	4
市税前年度比較表	5
入湯税充当説明資料	6
都市計画税充当説明資料	7
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	8
基金の令和6年度末における現在高見込額	9
地方債の令和6年度末における現在高見込額	10
（参考）一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明	11

令和6年度 各種会計予算総括表

(単位：千円、%)

会計区分		令和6年度		令和5年度		比較		摘要 【 】内の数字は令和5年度との比較	
		金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率		
一般会計		15,354,000	58.5	13,497,000	55.5	1,857,000	13.8	○職員人件費(選挙等除く) 2,120,201 【+109,221】 ○ふるさと納税事業 1,000,050 【+760,050】 ○庁内情報ネットワークシステム事業 191,613 【+108,269】 ○物価高騰等対策支援給付金支給事業 140,330 【皆増】 ○橋りょう維持補修事業 185,873 【+135,173】 ○公債費償還元金 1,517,498 【+146,714】	
特別会計	国民健康保険事業	3,482,208	13.3	3,500,077	14.4	▲ 17,869	▲ 0.5	○総務費 23,193 【▲2,466】 ○保険給付費 2,579,535 【▲9,112】 ○国民健康保険事業費納付金 826,675 【▲3,481】	
	後期高齢者医療	445,934	1.7	404,117	1.7	41,817	10.3	○後期高齢者医療広域連合納付金 424,810 【+42,035】 ○保健事業費 8,556 【▲873】	
	介護保険	3,277,035	12.5	3,219,004	13.2	58,031	1.8	○保険給付費 3,047,939 【+68,265】 ○地域支援事業費 156,832 【▲9,628】	
	産業用地造成事業	581	0.0	58,270	0.2	▲ 57,689	▲ 99.0	○産業用地造成費 皆減 【▲57,910】	
	東根財産区	505	0.0	495	0.0	10	2.0		
	計	7,206,263	27.5	7,181,963	29.5	24,300	0.3		
企業会計	水道事業	収益的支出	1,052,926	4.0	1,085,038	4.4	▲ 32,112	▲ 3.0	○その他特別損失(江尻取水施設解体費等) 71,574 【▲61,254】
		資本的支出	353,465	1.3	436,347	1.8	▲ 82,882	▲ 19.0	○配水管布設替等工事費 203,750 【▲74,104】
	下水道事業	収益的支出	1,067,236	4.1	969,727	4.0	97,509	10.1	○総係費 149,682 【+84,631】
		資本的支出	1,193,987	4.6	1,170,394	4.8	23,593	2.0	○汚水委託料 62,366 【+57,366】 ○雨水委託料 113,000 【+78,000】 ○雨水管渠工事費 35,000 【▲95,000】
	計	3,667,614	14.0	3,661,506	15.0	6,108	0.2		
合計		26,227,877	100.0	24,340,469	100.0	1,887,408	7.8		

令和6年度 一般会計歳入予算前年度比較表

歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和5年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市税	3,649,019	23.8	3,549,081	26.3	99,938	2.8	○市民税 1,308,746【個人+42,413 法人▲16,149】 ○固定資産税 1,806,440【+77,513】 ○地方揮発油譲与税 42,000【▲3,000】 ○自動車重量譲与税 130,000【+15,000】
2 地方譲与税	188,425	1.2	173,689	1.3	14,736	8.5	
3 利子割交付金	1,000	0.0	1,200	0.0	▲200	▲16.7	
4 配当割交付金	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0	
5 株式等譲渡所得割交付金	7,000	0.0	12,000	0.1	▲5,000	▲41.7	
6 法人事業税交付金	70,000	0.5	77,000	0.6	▲7,000	▲9.1	○交付率(7.7%) 交付基準：従業者数で按分
7 地方消費税交付金	700,000	4.6	720,000	5.3	▲20,000	▲2.8	○消費税減収見込みに伴う減
8 ゴルフ場利用税交付金	3,500	0.0	3,500	0.0	0	0.0	
9 環境性能割交付金	20,000	0.1	16,000	0.1	4,000	25.0	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	0	0.0	
11 地方特例交付金	20,000	0.1	18,000	0.1	2,000	11.1	
12 地方交付税	3,909,338	25.5	3,887,687	28.8	21,651	0.6	○普通交付税 3,400,000【+50,000】 ○震災復興特別交付税 59,338【▲28,349】
13 交通安全対策特別交付金	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0	
14 分担金及び負担金	17,076	0.1	43,279	0.3	▲26,203	▲60.5	○私立保育所保育料負担金 皆減【▲5,746】 ○橋りょう整備事業負担金 5,250【▲21,000】
15 使用料及び手数料	97,588	0.6	103,339	0.8	▲5,751	▲5.6	○保育料 皆減【▲6,048】
16 国庫支出金	1,620,641	10.6	1,488,817	11.0	131,824	8.9	○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 140,330【皆増】 ○個人番号カード`交付事務費補助金 11,576【▲67,682】
17 県支出金	896,567	5.8	844,343	6.3	52,224	6.2	○国民健康保険基盤安定負担金 103,865【+21,972】 ○経営発展支援事業補助金 7,500【皆増】
18 財産収入	13,401	0.1	19,155	0.2	▲5,754	▲30.0	○光ファイバー芯線貸付料 皆減【▲4,667】
19 寄附金	1,008,975	6.6	508,306	3.8	500,669	98.5	○ふるさと納税寄附金 1,000,000【+500,000】 ○角田市育英会寄附金 7,965【+669】
20 繰入金	1,979,162	12.9	1,000,498	7.4	978,664	97.8	○財政調整基金繰入金 765,000【+143,000】 ○ふるさと応援基金繰入金 500,000【皆増】
21 繰越金	50,000	0.3	50,000	0.4	0	0.0	
22 諸収入	251,808	1.6	288,006	2.1	▲36,198	▲12.6	○後期高齢者医療広域連合業務受託収入 10,780【皆増】 ○学校給食費納付金 17,680【▲46,832】
23 市債	823,500	5.4	666,100	4.9	157,400	23.6	○農業用排水路等整備事業充当債 76,800【皆増】 ○道路整備事業充当債 230,900【+43,300】 ○河川浚渫事業充当債 94,900【+73,300】 ○臨時財政対策債 30,000【▲70,000】
歳入合計	15,354,000	100.0	13,497,000	100.0	1,857,000	13.8	

令和6年度 一般会計歳出予算前年度比較表

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和5年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 議会費	160,325	1.0	167,031	1.2	▲ 6,706	▲ 4.0	○議員の議会活動に要する経費 16,656 【▲6,601】
2 総務費	3,236,809	21.1	2,224,906	16.5	1,011,903	45.5	○ふるさと納税事業 1,000,050 【+760,050】 ○庁内情報ネットワークシステム事業 191,613 【+108,269】 ○阿武隈急行線運行継続支援事業 49,385 【皆増】
3 民生費	4,467,617	29.1	4,044,795	30.0	422,822	10.5	○物価高騰等対策支援給付金支給事業 140,330 【皆増】 ○国民健康保険事業特別会計繰出金 258,424 【+44,033】 ○児童手当等支給事業 378,482 【+39,374】
4 衛生費	1,021,254	6.7	1,002,212	7.4	19,042	1.9	○保健衛生総務職員人件費 172,461 【+13,124】 ○環境保全対策推進事業 7,164 【▲6,943】 ○仙南広域仙南クリーンセンター負担金 53,059 【+8,023】
5 労働費	15,815	0.1	15,816	0.1	▲ 1	0.0	○婦人研修センター管理運営事業 1,953 【±0】 ○シルバー人材センター運営助成事業 13,035 【±0】
6 農林業費	698,491	4.5	648,816	4.8	49,675	7.7	○人・農地プラン推進事業 34,235 【+13,112】 ○農業農村整備事業(基幹水利施設ストックマネジメント事業) 3,220 【▲19,866】 ○農業農村整備事業(農村地域防災減災事業) 88,350 【+45,750】
7 商工費	325,983	2.1	298,535	2.2	27,448	9.2	○商工総務職員人件費 58,830 【▲9,119】 ○スペーススター・コスモハウス管理運営事業 49,227 【+36,242】
8 土木費	1,976,053	12.9	1,843,921	13.7	132,132	7.2	○橋りょう維持補修事業 185,873 【+135,173】 ○河川維持補修事業 100,919 【+79,319】 ○公共下水道事業負担金・補助金 507,852 【▲93,077】
9 消防費	465,845	3.0	425,046	3.1	40,799	9.6	○仙南広域消防費負担金 322,565 【+7,412】 ○防火水槽整備事業 7,821 【皆増】 ○災害対策事業 28,996 【+15,471】
10 教育費	1,374,185	9.0	1,362,067	10.1	12,118	0.9	○小学校施設整備事業 15,990 【▲39,371】 ○自治センター一般管理費 139,785 【+15,154】 ○自治センター施設整備事業 24,700 【皆増】
11 災害復旧費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
12 公債費	1,572,613	10.2	1,424,845	10.6	147,768	10.4	○定期償還元金 1,517,498 【+146,714】 ○定期償還利子 54,115 【+1,054】
13 諸支出金	10	0.0	10	0.0	0	0.0	
14 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	15,354,000	100.0	13,497,000	100.0	1,857,000	13.8	

令和6年度 一般会計性質別歳出予算前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較		摘 要 【 】内の数字は令和5年度との比較
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 義務的経費	6,819,701	44.4	6,255,326	46.4	564,375	9.0	
人件費	2,944,702	19.2	2,736,493	20.3	208,209	7.6	○職員人件費(選挙等除き) 2,120,201 【+109,221】 ○会計年度任用職員人件費 621,910 【+113,282】
扶助費	2,302,370	15.0	2,093,972	15.5	208,398	10.0	○物価高騰等対策支援給付金 139,500 【皆増】 ○児童手当(児童手当等支給事業) 376,140 【+39,300】 ○施設型・地域型保育給付費 521,635 【+37,104】
公債費	1,572,629	10.2	1,424,861	10.6	147,768	10.4	○定期償還元金 1,517,498 【+146,714】 ○定期償還利子 54,115 【+1,054】
2 投資的経費	1,362,313	8.9	1,119,944	8.3	242,369	21.6	
普通建設事業費	1,353,313	8.8	1,110,944	8.2	242,369	21.8	○農村地域防災減災事業 88,350 【+81,750】 ○橋りょう維持補修事業 172,673 【+121,973】
補助事業	604,186	3.9	643,793	4.8	▲ 39,607	▲ 6.2	○道路改良事業(補助事業分) 900 【▲114,100】 ○大沼野田前線道路整備事業(補助事業分) 101,200 【+71,200】
単独事業	749,127	4.9	467,151	3.4	281,976	60.4	○農村地域防災減災事業 88,350 【+81,750】 ○橋りょう維持補修事業 69,673 【+67,973】
災害復旧事業費	9,000	0.1	9,000	0.1	0	0.0	
3 一般行政経費	7,141,986	46.5	6,091,730	45.1	1,050,256	17.2	
物件費	2,456,878	16.0	2,161,870	16.0	295,008	13.6	○ふるさと納税事業 226,992 【+111,474】 ○庁内情報ネットワークシステム事業 191,613 【+108,269】 ○窓口業務改革事業 46,046 【皆増】
維持補修費	306,864	2.0	239,825	1.8	67,039	28.0	○農村地域防災減災事業 皆減 【▲36,000】 ○河川維持補修事業 94,919 【+83,919】
補助費等	2,640,375	17.2	2,543,753	18.8	96,622	3.8	○ふるさと納税事業 245,000 【+122,500】 ○阿武隈急行線運行継続支援事業補助金 49,385 【皆増】 ○下水道事業補助金等 577,328 【▲102,291】
積立金	547,733	3.5	22,984	0.2	524,749	2,283.1	○ふるさと応援基金積立金 520,050 【皆増】 ○森林環境整備基金積立金 17,986 【+2,736】
投資及び出資金・貸付金	332,915	2.2	314,531	2.3	18,384	5.8	○角田市奨学金貸付金 10,320 【▲1,050】 ○みやぎ県南中核病院企業団出資金 170,045 【+19,684】
繰出金	857,221	5.6	808,767	6.0	48,454	6.0	○国民健康保険事業特別会計繰出金 258,424 【+44,033】 ○後期高齢者医療特別会計繰出金 112,986 【+5,107】
4 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0	
歳 出 合 計	15,354,000	100.0	13,497,000	100.0	1,857,000	13.8	

令和6年度 市税前年度比較表

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和5年度		比 較		摘 要
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率	
1 市民税	1,308,746	35.9	1,282,482	36.1	26,264	2.0	
(1)個人	1,082,860	29.7	1,040,447	29.3	42,413	4.1	○総所得金額等+1.6% (所得控除額▲1.0%)
(2)法人	225,886	6.2	242,035	6.8	▲ 16,149	▲ 6.7	○市内主要法人の物価高騰等による収益減
2 固定資産税	1,807,354	49.5	1,729,842	48.7	77,512	4.5	
(1)土地・家屋・償却資産	1,806,440	49.5	1,728,927	48.7	77,513	4.5	○課税標準額比較 土地▲0.8%、家屋+0.6%、償却資産+6.8%
(2)国有資産等所在市町村交付金	914	0.0	915	0.0	▲ 1	▲ 0.1	
3 軽自動車税	124,912	3.4	121,639	3.5	3,273	2.7	
(1)環境性能割	4,776	0.1	5,436	0.2	▲ 660	▲ 12.1	○課税台数減見込による減
(2)種別割	120,136	3.3	116,203	3.3	3,933	3.4	○乗換(旧税率から新税率)台数増見込による増
4 市たばこ税	230,741	6.3	234,967	6.6	▲ 4,226	▲ 1.8	○本数減見込による減
5 入湯税	3,000	0.1	1,045	0.0	1,955	187.1	○年間入湯客数増見込による増
6 都市計画税	174,266	4.8	179,106	5.1	▲ 4,840	▲ 2.7	○課税標準額比較 土地+0.4%、家屋▲5.0%
合 計	3,649,019	100.0	3,549,081	100.0	99,938	2.8	

令和6年度 入湯税充当説明資料

(単位：千円)

区 分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						入湯税充当額	その他一般財源
観光地維持管理事業	7款1項3目	51,213	4,449	30,000	12,670	3,000	1,094
観光施設の維持管理	/	51,213	4,449	30,000	12,670	3,000	1,094

※令和6年度は、高蔵寺、斗蔵山、手代木沼等の観光施設の維持管理に係る事業費に充てられている。

令和6年度 都市計画税充当説明資料

(単位：千円)

区 分	一般会計 歳出科目	予算額	財源内訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
						都市計画税 充当額	その他一般財源
街路	—						
公園	—						
下水道 (公共下水道事業負担金・補助金 のうち建設費充当額)	—						
都市計画事業	/						
土地区画整理事業	—						
街路	—						
公園	—						
下水道 (公共下水道事業負担金・補助金 のうち公債費等充当額)	8款5項1目	318,537				174,266	144,271
土地区画整理事業	—						
過去の都市計画事業等に係る 公債費(地方債の元利償還金)等	/	318,537				174,266	144,271
合 計	/	318,537				174,266	144,271

※令和6年度は、過年度実施の下水道事業に係る地方債の元利償還金等に充てられている。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 383,000 千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 4,388,946 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業	令和6年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	2,716,960	1,467,060	7,100	212,475	168,332	861,993
社会保険	1,131,819	235,269		13	146,474	750,063
保健衛生	540,167	22,622		100,139	68,195	349,211
合計	4,388,946	1,724,951	7,100	312,627	383,000	1,961,268

※1 社会保障財源化分の地方消費税交付金は、社会保障４経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう)に要する経費に充てるものとされている。
(注) 「社会保障４経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※2 事業の「社会福祉」は障害者福祉事業、児童福祉事業など。「社会保険」は国民健康保険事業、介護保険事業など。「保健衛生」は地域医療対策事業、感染症予防事業など。

※3 「社会保障財源化分の地方消費税交付金」の合計額は、地方消費税交付金の予算額 700,000千円のうち社会保障財源化分の383,000千円を計上。
「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」の「社会保障財源化分の地方消費税交付金」は、「社会保障財源化分の地方消費税交付金合計額」を一般財源額である分。

基金の令和6年度末における現在高見込額

(単位：千円)

基金名	令和4年度末現在高	令和5年度中の増減見込額		令和5年度末現在高見込額	令和6年度当初予算額			令和6年度末現在高見込額
		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額	取崩予定額等の説明・充当先 【 】内は積立予定額の主な内容	
財政調整基金	1,986,384	46 282,322	980,790	1,287,962	50	765,000	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	523,012
減債基金	1,763,461	100,050	200,000	1,663,511	50	300,000	公債費増に対応した取崩し	1,363,561
その他特定目的基金	3,254,356	3,207,163	1,639,131	4,822,388	547,633	914,162		4,455,859
明日を拓く人材育成基金	81,563	2	1,500	80,065	2	6,000	グリーンフィールド市交流事業 4,800、目黒区交流事業 420、姉妹都市等交流事業 780	74,067
公共施設強靱化対策基金	1,943,055	50	68,800	1,874,305	480	169,400	障害者就労支援施設管理運営事業 800、総合保健福祉センター改修事業 2,400、道路維持管理事業 12,500、道路施設維持管理事業 30,000、道路改良事業 400、大沼野田前線道路整備事業 12,100、南町斗蔵線道路整備事業 15,100、橋りょう維持補修事業 92,800、スポーツ交流館管理運営事業 3,300	1,705,385
ふるさと応援基金		2,080,010	1,418,000	662,010	520,050	500,000	将来を見据え人を育み、活かすまちづくり【市民力】115,000 ともに生き、活かすまちづくり【地域共生】230,000 地域資源を活かすまちづくり【地域資源フル活用】155,000	682,060
角田市育英会奨学金基金	71,846	11,212	8,906	74,152	9,041	12,223	【角田市育英会寄附金 7,965、奨学金回収金 1,074】 角田市育英会奨学金事業12,223(貸付金10,320、事務費1,903)	70,970
長寿社会対策基金	1,674	1		1,675	1			1,676
子ども子育て未来基金	476,796	1,000,020	50,000	1,426,816	40	165,000	子ども医療費助成事業 15,000、施設型給付事業 40,000、地域型保育給付事業 10,000、学校給食センター運営事業 100,000	1,261,856
農業振興基金	168,111	10	10,000	158,121	10	9,100	野菜振興事業 500、果樹振興事業 200、人・農地プラン推進事業 4,400、有機農業推進事業 2,500、肉用牛・乳牛振興事業 1,500	149,031
森林環境整備基金	25,427	15,835	17,675	23,587	17,986	14,439	【森林環境譲与税交付見込相当額 16,415、木材売払収入 1,570】 林業振興対策事業 12,439、林道維持管理事業 2,000	27,134
都市整備基金	270,304	10	56,800	213,514	10	29,400	道路改良事業 29,400	184,124
学校施設整備基金	100,000	100,010		200,010	10			200,020
文化財保護基金	37,136	1	2,250	34,887	1	3,000	文化財記録映像制作事業500、文化財保護助成事業2,500	31,888
スポーツ振興基金	78,444	2	5,200	73,246	2	5,600	スポーツ振興事業(阿武隈ハーフマラソン大会900、ホッケー団体2,800、大会出場助成1,000、アスリートチャレンジプログラム500、チャレンジデー400)	67,648
合 計	7,004,201	3,589,581	2,819,921	7,773,861	547,733	1,979,162		6,342,432

※ 定額運用基金(土地開発基金)は除く。

※ 基金現在高見込額は予算ベース(見込含む)の取崩額により計上しているの

基金名	令和4年度末現在高	令和5年度中の増減見込額		令和5年度末現在高見込額	令和6年度当初予算額			令和6年度末現在高見込額
		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額		積立予定額 ※下段：前年度決算剰余金処分による積立	取崩予定額	取崩予定額等の説明・充当先 【 】内は積立予定額の主な内容	
国民健康保険事業財政調整基金	275,986	40 4,806	191,526	89,306	40	51,545	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	37,801
介護保険事業財政調整基金	484,933	20 48,291	35,616	497,628	20	49,953	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	447,695
東根財産区財産造成基金	4,168	1	464	3,705	1	474	歳入歳出財源不足に対応した取崩し	3,232

地方債の令和6年度末における現在高見込額

(単位：千円)

会計区分	地方債区分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込み		令和6年度末 現在高見込額		
				起債見込額	元金償還見込額			
一般会計	1. 普通債	(3,947) 8,791,807	(2,019) 9,217,663	793,500	(2,019) 823,157	9,188,006		
	2. 災害復旧債	2,356,424	2,330,631		222,644	2,107,987		
	3. 減税補てん債	21,547	11,093		6,258	4,835		
	4. 臨時財政対策債	5,205,964	4,789,021	30,000	463,259	4,355,762		
	5. 減収補てん債	37,240	37,240		2,180	35,060		
	小計	(3,947) 16,412,982	(2,019) 16,385,648	823,500	(2,019) 1,517,498	15,691,650		
企業会計	産業用地造成事業					23,900		
	水道事業					576,181		
	下水道事業	1. 企業債	638,770	624,169		47,988	576,181	
		公共下水道事業	1. 公共下水道事業債	(90,362) 4,538,669	(30,339) 4,165,502	149,200	(30,339) 435,962	3,878,740
			2. 流域下水道事業債	(1,749) 194,520	211,323	34,900	12,427	233,796
			3. 資本費平準化債	2,930,829	2,898,705	385,500	250,667	3,033,538
			4. 下水道事業特例債	556,445	501,433		55,004	446,429
			5. 災害復旧債	63,570	58,483		4,023	54,460
	小計	(92,111) 8,284,033	(30,339) 7,835,446	569,600	(30,339) 758,083	7,646,963		
	農業集落排水事業	1. 農業集落排水事業債	321,245	275,195	4,700	44,830	235,065	
		2. 資本費平準化債	221,385	222,871	38,600	19,209	242,262	
		3. 災害復旧債	7,100	6,267		835	5,432	
		小計	549,730	504,333	43,300	64,874	482,759	
	下水道事業計		(92,111) 8,833,763	(30,339) 8,339,779	612,900	(30,339) 822,957	8,129,722	
	企業会計計		(92,111) 9,472,533	(30,339) 8,987,848	612,900	(30,339) 870,945	8,729,803	
合計		(96,058) 25,885,515	(32,358) 25,373,496	1,436,400	(32,358) 2,388,443	24,421,453		

※貸付利率4%以上の地方債は、()で内書き

～ 一般会計 歳入（地方譲与税・各種交付金）科目説明 ～

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税・3 項 地方道路譲与税

譲与総額・・・地方揮発油税収入額の全額

揮発油税（48,600 円/kℓ）に地方揮発油税（5,200 円/kℓ）を併せて課税

譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 58/100、市町村 42/100（1/2:市町村道の延長、1/2:市町村道の面積で按分）

地方道路譲与税は、平成 21 年度から地方揮発油譲与税に改正され、それまでの道路特定財源としての用途制限が廃止され一般財源化された。

2 項 自動車重量譲与税

譲与総額・・・自動車重量税収入額の 431/1,000（令和元年度改正により県への譲与制度創設）

譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 24/1,000、市町村 407/1,000（1/2:市町村道の延長、1/2:市町村道の面積で按分）

自動車重量譲与税は、平成 21 年度から道路特定財源としての用途制限が廃止され一般財源化された。

4 項 森林環境譲与税

譲与総額・・・森林環境税収入額の全額 ※

※森林環境税は令和 6 年度から課税。課税前における譲与税配分額は、地方公共団体金融機構公庫債権金利変動準備金を活用していた。

譲与団体・・・都道府県及び市町村（特別区を含む。）

譲与基準・・・都道府県 1/10、市町村 9/10

（55/100:私有林人工林面積(林野率補正)、20/100:林業就業者数、25/100:国勢調査人口で按分）

使 途・・・森林整備及びその促進に関する費用に充当

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

所得税における利子課税制度が昭和 63 年 4 月 1 日から実施されたが、これにより地方税法も改正されて都道府県民税に利子割が創設された。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・利子等の支払いを受ける者（利子等の支払い金融機関を特別徴収義務者として徴収する。）

※平成 28 年 1 月 1 日以降に支払いを受ける法人は対象から外れ、個人に限定された。

課税標準・・・支払いを受けるべき利子等の額（所得税と同一）

税率・・・5%〔都道府県 2%＋市町村 3%〕（所得税 15%）

交付金・・・利子割収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。

市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前 3 年度分の平均値）で按分

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税配当割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける配当等に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・特定配当等の支払いを受ける者（上場株式等配当を支払いする者を特別徴収義務者として徴収する。）

課税標準・・・①上場株式等配当等 ②公募証券投資信託の収益の分配に係る配当 など

税率・・・5%

交付金・・・配当割収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。

市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前 3 年度分の平均値）で按分

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

平成 15 年度税制改正で都道府県税として県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成 16 年 1 月 1 日以後の源泉徴収口座における株式等の譲渡益に課税される。税率は 5%で、国税である所得税 15%と一緒に徴収される。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・譲渡益等の支払いを受ける個人（個人投資家の源泉徴収口座が開設されている証券会社を特別徴収義務者として徴収する。）

課税標準・・・源泉徴収口座における株式等の譲渡に係る所得金額

税率・・・5%

交付金・・・株式等譲渡所得割収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の 3/5 が市町村に交付される。

市町村の交付基準は、個人都道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前 3 年度分の平均値）で按分

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

都道府県税である法人事業税は、法人の資本金の区分等に応じ、付加価値割、資本割、所得割等により課税される。令和元年 10 月 1 日から法人事業税の一部を市町村に交付する制度が創設された。

課税主体・・・都道府県

納税義務者・・・事業を行う法人（事務所等所在の都道府県が課税）

交付金・・・都道府県に納付された税額（標準税率分）の 7.7%が市町村に交付される。市町村の交付基準は、従業者数の割合で按分

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

平成6年度の税制改革で都道府県税として地方消費税が創設され、平成9年4月1日から施行された。税率は、当初の1.0%から平成26年4月1日より1.7%へ、令和元年10月1日より2.2%へ引上げされた(ただし、軽減税率制度が適用となるものは1.76%)。

なお、平成26年4月及び令和元年10月の引上げ分は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

交付金・・・・・・地方消費税の1/2相当額が市町村に交付される。市町村の交付基準は、その1/2が国勢調査人口、1/2が経済センサス従業者数で按分されるが、平成26年4月及び令和元年10月の引上げ分については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額国勢調査人口で按分される。

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場所在の市町村に対し、都道府県が収納した当該ゴルフ場にかかるゴルフ場利用税収入額の7/10に相当する額が交付される。

課税主体・・・・・・都道府県

納税義務者・・・・・・ゴルフ場の利用者

税率・・・・・・標準税率は1人1日につき800円(制限税率1,200円)

角田市民ゴルフ場 税率 12級 330円/人

仙台グリーンゴルフクラブ 税率 9級 550円/人

(角田市と白石市との面積按分 108,757㎡ 10.338%)

交付金・・・・・・ゴルフ場利用税収入額の7/10

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

自動車の燃費性能等に応じ、主たる定置場所在地においてその取得者に課税されるもので、都道府県が課す登録車(普通自動車など)について交付されるもの(軽自動車に係る環境性能割は市税となる)。

課税主体・・・・・・都道府県

納税義務者・・・・・・自動車(登録車)の取得者

税率・・・・・・取得価格に対して環境性能に応じ、乗用車：非課税～3%、営業車：非課税～2%

交付金・・・・・・都道府県に納付された税額の95%(徴税费相当分を控除)の43/100相当額が交付される。市町村の交付基準は、その1/2が市町村道の延長、1/2が市町村道の面積で按分

10 款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

1 項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

国が所有する固定資産のうち、米軍及び自衛隊が使用する施設(飛行場、演習場等の用に供する固定資産(弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地建物も含む。))が所在する市町村に対し、当該固定資産の価格、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

別名:基地交付金(国有提供施設等市町村助成交付金に関する法律)

交付金・・・・・・交付金総額のうち、7/10相当額は、土地、建物及び工作物の価格総額で按分して交付され、残りの3/10相当額は、当該市町村の財政状況等を考慮して交付される。

11 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

○個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために地方特例交付金を交付されるもの。

交付対象・・・・・・都道府県、市町村及び特別区

交付金・・・・・・交付金総額の3/5(県2/5)に相当する額を、各市町村の住宅借入金等特別控除見込額で按分した額が交付される。

13 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

都道府県及び市町村の交通安全施設整備事業の財源措置として、道路交通法の反則金を財源に交付される。

交付金・・・・・・県基準額から指定都市基準額を控除した額の1/3の額(市町村基準額)が交付される。市町村の交付基準は、その2/4が交通事故(人身)発生件数、1/4が人口集中地区人口、1/4が改良済道路延長で按分

